

氏名(本籍)	ふじ おか まりこ 藤岡麻理子(東京都)		
学位の種類	博士(学術)		
学位記番号	博甲第5459号		
学位授与年月日	平成22年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」の諸課題と解決に向けた取り組み		
主査	筑波大学教授	工学博士	斎藤英俊
副査	筑波大学教授	工学博士	稲葉信子
副査	筑波大学教授	工学博士	日高健一郎
副査	文化庁参事官	工学修士	大和智

論文の内容の要旨

(目的)

本論文は、ユネスコにおいて1954年に採択された「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約（ハーグ条約）」について、条約が武力紛争時における実効性の獲得を求められていること、および近年では自然災害等の武力紛争以外の場面における適用も求められていることを背景とし、条約の諸課題とその解決に向けた取り組みを明らかにすることを目的とするものである。さらに、以上の研究成果を踏まえ、ハーグ条約が今後、国際社会において果たすべき役割についても考察を行う。

(対象と方法)

論文は、条約の諸課題を明らかにする第1部と条約の枠組みの改善と発展のための取り組み、およびそうした取り組みによって解決された点と残された課題を明らかにする第2部から構成される。

第1部では、「ハーグ条約の履行に関する報告書」の分析を行うことにより、条約の課題を明らかにした。同報告書は、条約の定める義務にしたがい、各国が提出している国内履行措置に関する報告書をユネスコがまとめ、公開しているものであり、既刊の全8冊を対象とした。報告された情報の整理・分析にあたっては、「平時にとるべき非軍事的な措置」「平時に軍隊に対してとるべき措置」「条約に対する意見と見解」に分けて行った。

第2部では、条約の課題を解決し、さらなる発展を目的とする取り組み、またはそれに貢献しうる取り組みを論じた。対象としたのは「ハーグ条約見直し議論と第二議定書の採択」「緊急時の文化財保護に関する取り組み」「国レベルでの効果的施策」である。それぞれに関し、その取り組みや措置がハーグ条約の課題をどの程度解決してきたか、または今後の改善と発展にどのように貢献するかを考察するとともに、解決されずに残されている課題を明らかにした。

(結果)

第1部では、ハーグ条約の全体的な履行状況として、条約特有の措置は、特に実施が進んでいない状況が明らかになった。なかでも、軍隊への措置の履行状況の不十分さは、人道主義に基づく文化財の保護というハーグ条約の理念に照らすと、より深刻な課題であるとした。

条約自体の課題については、特に特別保護と標章の制度に関し、制度上の不備が多く指摘されており、これらの制度がほとんど利用されず、有効に機能しなかったことは、条約の規定自体に原因の多くを求められることを明らかにした。また、採択から50年以上を経て、条約の規定が現在の国際情勢に見合わなくなっていることから、著しく発展した交戦技術、および内戦などの国際的性質を有さない武力紛争に対処するための新しい枠組みが必要となっていることを指摘した。

第2部では、新たな取組みによる成果として、第二議定書の採択による条約自体の課題の改善、ハーグ条約が適用されうる範囲の拡大、ICBSの設立、組織間の連携の構築・強化、数多くの国際セミナーを通じた国際協力体制の構築、を指摘した。これらの取組みによって解決された課題も多いが、なお、解決されなかった条約自体とその運用に関わる課題もあり、また、新しい枠組みの効果的な運用という新たな課題も生まれていることを指摘した。

締約国におけるハーグ条約の履行の改善と発展に関しては、条約の実施に積極的に取り組んできた国々の経験が有用なものであるとし、今後は、このようなハーグ条約に関して先進的に取り組んでいる国がリーダーシップを発揮し、国際協力体制の構築と発展を促進すべきと論じた。

(考察)

以上の成果を踏まえながら、ハーグ条約の目的が文化財保護を通じた平和な社会の構築にあることに着目し、以下の考察を加えている。すなわち、内戦や災害が頻発し、その激しさを増す中で、武力紛争に限らずあらゆる緊急事態への対応が今やハーグ条約の使命であるということができ、国際社会は、ハーグ条約を理念的基盤とし、ブルーシールド組織をそのための活動体とし、緊急時の文化財保護に取り組んでいかなければならないとしている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文が研究対象としたハーグ条約は、現代の国際情勢のもと、あらゆる緊急時における文化財保護のための活動について、また軍隊が文化財に関わるあらゆる活動について、その基本的理念を定めるものとしての役割を新たに課されている。そうした中で、条約の諸課題、およびその発展と改善のための取組みを明らかにしながら、今後の発展の方向性を示した本論文は、膨大な文献資料とインタビューをもとに得られた成果であり、現代的課題に、きわめて意欲的に取り組んだものである。災害支援や平和支援の際の文化財保護とハーグ条約との関係に関しては、ハーグ条約がこうした新しい危機にも有効であるとする観点でこれまでは議論が進展してきたが、本論文ではそうした新たな危機への対応に積極的に取り組むことが、翻って、信頼性の獲得によりハーグ条約の信頼性を向上させ、それにより課題の克服につながるとし、その相乗効果という側面も論じており、今後の議論に新しい視点を打ち出している。また、日本は現在、条約に関する政府間委員会の委員国であり、イニシアチブをとるべき立場にあるが、国内にこの問題を扱う研究者はほとんどみられない。そうした中で欧文資料等を駆使してまとめあげた本論文はこの分野における先駆的研究であり、学術的価値だけでなく、社会的に大きく貢献する論文といえる。

よって、著者は博士（学術）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。